

子育て支援事業の活動経費を補助

子育てが楽しくなるまちづくりを推進するため、児童およびその保護者を対象とした事業に対して、活動経費の一部を助成します。

対象団体

- 次の全ての要件を満たす団体
- 三木市を拠点とし、継続した子育て支援活動を実施する
- 2名以上で構成され、市内在住の方が半数以上
- 子育て支援に係る分野で、団体の会員以外の市民も含めた支援活動を行う
- 政治的および宗教的活動、営利活動を目的としないなど

詳しくはホームページで確認してください。

助成金の上限

1事業につき上限10万円

受付開始日

5月8日(月)

申請方法

児童センター、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し、持参してください。

問・申請

(市)子育て支援課
子育て応援係



▲ホームページはこちら



農業と福祉の課題解決をめぐる農業者を支援

農業の新たな担い手を確保するとともに、障がいのある方の働く場を確保するため、農業者が市内の障害福祉サービスなどへ農作業を委託する場合の費用の一部を補助します。

対象

農業を営む個人・団体・法人

で、市内に住所または事業所を有する者

補助額

委託費用の2分の1(上限5万円・千円未満切り捨て)

申請期限

6月30日(金)

問・申請

(市)農業振興課 山田錦振興係

住宅に近い山林の危険木を切る費用を助成

山林にある枯れ木など、住宅に倒れて被害をおよぼすおそれがある危険木を伐採する時の費用の一部を助成します。

対象者

危険木がある土地の所有者または倒木により被害を受けるおそれがある住宅の所有者など(ただし、土地と住宅の所有者が同一の場合などは対象外)

補助金額

危険木の伐採に要した費用の4分の3以内(上限30万円)

応募方法

市ホームページにある申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。相談・申請から伐採までに日数を要します。まずは相談してください。

問・申請

(市)農業振興課
農業政策係



▲ホームページはこちら

花のあるまちづくり活動に補助金を交付

公園や緑地、道路など公共の場所において、花植え、緑化活動を自主的に行う団体に対して補助金を交付します。

対象となる団体

- 次の全ての要件を満たす団体
- 2名以上で構成され、市内在住の方が半数以上
- 市内で年間12回以上の活動を実施

補助金額

対象となる経費に相当する額

(1団体あたり上限5万円/年)

受付期間

5月8日(月)～6月30日(金)

申請方法

市役所2階都市政策課、市ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し、持参してください。

問・申請

(市)都市政策課 公園緑地係



▲ホームページはこちら



本当に「今」必要ですか？救急車

令和4年中の救急出動件数は4,460件で、前年より696件増加し、過去最多となりました。

通常、救急要請を受けると、現場に近い消防署の救急車が出場します。しかし、救急車が他の事案に出場している場合には、別の消防署から救急車が出場することになり、救急車が現場に到着する時間が遅れ、救える命が救えなくなる可能性があります。119番通報する前に、救急車が本当に必要か、自家用車やタクシーなどを利用できないかを検討いただき、救急車の適正利用に協力をお願いします。

救急車が必要か迷ったときは？

三木市健康医療相談ダイヤル

☎0120・682・086

24時間年中無休で医師や看護師などに、健康や医療に関する相談ができます。

全国版救急受診アプリ「Q助」

症状によって緊急度の判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供しています。



▲総務省消防庁「Q助」ダウンロードページ



(市)消防本部 ☎82・0119

救急病院を紹介します(24時間年中無休)。

こんな時は迷わず119番

- 次の症状がある場合は、重大な病気が隠れている可能性があります。緊急性も非常に高い状態です。
- 突然の激しい頭痛
- 胸や背中が激しく痛む
- ろれつがまわりにくい
- 突然、片方の腕や足に力が入らない

問 (市)消防署 救急救助課

☎89・0173



緊急車両を見かけたら安全確保を

消防車や救急車など、緊急走行中の消防車両は、一刻も早く災害現場や病院へ向かうために追い越しや、赤信号の交差点を徐行しながら通過します。緊急車両が接近してきたら、次の事について協力をお願いします。

消防・救急

- 交差点を避けて、ゆっくり左に寄って停車してください。
- 高速道路では、止まらずに追い越し車線を開けて、走行車線を走行してください。
- 道路の混雑状況によっては路肩の走行や車線をまたいでの走行をすることがあります。

三木税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度説明会・登録要否相談会を開催

10月から導入される消費税の複数税率に対応するための納税申告制度「インボイス制度」についての事業者向け説明会および登録要否相談会を開催します。

会場

(公社)三木納税協会 2階会議室(末広2丁目5-175)

申込方法

下表に記載の開催日の3日前までに電話で申し込んでください。

※インボイス制度への登録が必要かどうかを相談できます。

| 月日 | 時間 |
|----------|---|
| 5月30日(火) | ①午前10時～11時、午後2時～3時 ②午前11時～正午、午後3時～4時 |
| 6月14日(水) | ①午前10時～11時、午後2時～3時 ②午前11時～正午、午後3時～4時 |

＜表＞開催日時
①インボイス制度説明会
②登録要否相談会

問・申込

三木税務署 法人課税部門

☎82・0763

受付時間[平日午前9時～午後5時]